

文京区補助金等チェックシート

所属

区民部経済課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区中小企業等資金融資あつせん						
根拠規定等	文京区中小企業等資金融資あつせん制度運営要綱、文京区小口零細企業保証制度対応融資あつせん制度運営要綱、文京区設小売市場店舗移転支援資金融資あつせん等事業実施要綱						
創設年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕	終了予定年月
直近の見直し年月	平成	27	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	0年
見直しの内容	契約利率・利子補給率・借受者負担率の変更、第二創業を含む事業転換または事業多角化を計画するものを対象に追加						
予算科目	款	項	目	大 事 業	中 事 業	実施計画事業番号	
	4 産業経済費	1 商工費	3 融資事業費	1 中小企業等資金融資あつせん	1 利子補給	147	
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 利子補給						

2 補助金の概要

補助目的	中小企業者、小規模企業者、組合及び任意団体の育成及び振興に寄与するため、融資あつせんが実行された事業者に対し利子の一部を補給する。						
補助事業等の内容	・区内に主たる事業所(法人企業は本店登記も)があり、1年以上同一事業を営んでいて、申請日までに納付すべき住民税・事業税が完納されていること。 ・東京信用保証協会の定める「保証対象業種」を営んでいて、返済能力を有すること。 ・個人事業者は収入金額の過半数を当該事業から得ていること。						
補助対象経費の内容	あつせんした融資が実行された金額に係る利息の一部。 (融資メニューにより利子補給の率が異なる)						
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額)						
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕 0.2%～1.8% 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕 利子補給の計算式: 残高×利子補給率×対象日数÷365 上記計算式に基づき四半期ごとに算出						
公募の状況	ホームページ、区報、パンフレット						
実績報告書時における用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (利子補給金計算書)						
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区	国	都	補助対象者 <small>(契約利率-利子補給率)に係る利息</small>
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由				

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	社会情勢等により変動はあるが、常にニーズがあるものである。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	区内産業の経営基盤を強化する点で、区の政策に適合する。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	区の補助が事業者の負担を軽減しているため。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	事業者の利息の軽減がなくなるのでマイナスの影響は大きい。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	区報等で広く周知されている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	四半期ごとに利用者が受け取る利子補給金額について、金融機関と区で合致していることを確認したうえで補給している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	利用者の負担軽減となっているため、利子補給が有効な手段となっている。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	企業の財政健全化に資する。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	企業の財政健全化に資する。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	企業が元気になることで経済が活性化し景気浮揚することで区民生活の向上が見込まれる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	中小企業等資金融資あっせん制度運営要綱等に則った制度としている。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	企業の財政健全化に資する。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	あっせん書交付の際に決算書のチェックや滞納がないことを確認し、融資実行後は返済計画や状況に変更が生じた場合に金融機関に報告させている。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	6,291	6,085	5,299	4,555
決算(予算)額	409,991	341,207	273,539	330,345
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	409,991	341,207	273,539	330,345
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	区内中小企業者に金融機関を通じて四半期ごとに利息の一部を補給した。 利子補給累計件数: 17,568件			

5 課題及び今後の方向性

今後も社会情勢等に応じて、契約利率及び利子補給率を適正に設定していく。